

第5次富山県障害者計画の策定に当たっての基本的な考え方について

1 これまでの経緯

○本県では、これまで、数次にわたる障害者計画等に基づき、障害者施策を総合的かつ計画的に推進してきた。

【これまでの障害者計画等の策定状況及び国の動き】

| | |
|--------|---|
| S57.9 | 「富山県障害者福祉計画」(～H3) 策定 |
| H9.11 | 「富山県障害者計画(とやま障害者自立共生プラン)」(～H17) 策定 |
| H15.3 | 「富山県民福祉基本計画」策定 |
| H16.9 | 「富山県障害者計画(新とやま障害者自立共生プラン)」(～H25) 策定 |
| H21.3 | 「富山県障害者計画(新とやま障害者自立共生プラン)」(～H25) 改定 |
| H23.8 | 国「障害者基本法」改正 |
| H25.6 | 国「障害者雇用促進法」改正 |
| H26.1 | 国「障害者権利条約」批准 |
| H26.3 | 「富山県障害者計画(第3次)」(～H30) 策定 |
| H27.1 | 国「難病の患者に対する医療等に対する法律」施行 |
| H28.4 | 国「障害者差別解消法」施行 「障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例」施行 |
| H28.5 | 国「児童福祉法」「障害者総合支援法」「発達障害者支援法」改正 |
| H30.3 | 「元気とやま創造計画」(富山県総合計画)(目標年次2026) 策定 |
| (2018) | 国「障害者基本計画(第4次)」策定(～R4) |
| H30.4 | 「富山県手話言語条例」施行 「富山県民福祉基本計画(第2次改訂版)」(～R4) 策定 |
| H30.6 | 国「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」制定・施行 |
| H31.3 | 「富山県障害者計画(第4次)」(～R5) 策定 |
| R1.6 | 国「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」制定・施行 |
| R3.3 | 「富山県第6期障害福祉計画(第2期障害児福祉計画)」(～R5) |
| R3.6 | 国「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法) 改正 |
| R3.9 | 国「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」制定・施行 |
| R4.5 | 国「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」 制定・施行 |
| R5.3 | 国「障害者基本計画(第5次)」策定(～R9) 「富山県民福祉基本計画(第3次改訂版)」(～R9) 策定 |

○現行の障害者計画(H31～R5)においては、基本理念である「地域の資源を活かしながら、住民相互が包括的に支え合うことにより、年齢や障害の有無等にかかわらず、住み慣れた地域で安心して生活できる「とやま型地域共生社会」の構築」を目指し、各種施策に取り組んできたところである。

○県内の障害者数について、身体障害者は微減であるものの、知的障害者や精神障害者は増加傾向にあり、また難病や発達障害など障害が多様化している。

○国においては、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律や障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法などが施行されたほか、医療的ケア児等の支援が拡充するなど様々な障害者施策の見直しが行われている。

○こうしたことから、現行計画における成果と課題、障害者の状況、国の障害者施策に

加え、平成30年3月に策定された新総合計画「元気とやま創造計画」、「富山県民福祉基本計画（第3次改定版）」なども踏まえ、本県における障害者施策の一層の推進を図るため、令和6年度からの新しい計画を策定する。

2 計画の性格・位置付け

- (1) 障害者基本法に基づく富山県の障害者計画
- (2) 市町村が障害者施策を推進するうえで、その基本的方向を示した計画
- (3) 障害者を含む県民、事業者、福祉団体等の協働指針となる計画
- (4) 「元気とやま創造計画」（平成30年3月策定）、「富山県民福祉基本計画（第3次改定版）」の個別計画

3 計画の期間

令和6年度～令和11年度（6年間）

障害者施策の基本的な計画である障害者計画と障害福祉サービスに関する実施計画である障害（障害児）福祉計画（3年間）との計画期間の整合性を図り、目標設定時期等でより分かりやすく、実効性のある計画とするため、計画期間を6年間とする。

4 基本理念

地域の資源を活かしながら、住民相互が包括的に支え合うことにより、年齢や障害の有無等にかかわらず、誰もが安心・幸せを感じる”ウェルビーイング”を目指す「とやま型地域共生社会」の実現を目指して

5 障害者の概念

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。

6 基本的視点

- (1) 障害者本人の自己決定の尊重
- (2) 障害者の自立を支援し、社会参加の促進
- (3) 障害者本位の総合的で切れ目のない横断的な支援の展開
- (4) 障害の特性を踏まえたきめ細かな支援の実施
- (5) ハード・ソフト両面にわたる社会のバリアフリー化の推進

7 計画の推進体制

(1) 障害保健福祉圏域

第4次計画で設定した障害保健福祉圏域と同様に4つの圏域を設定し、地域的に均衡のとれた施設配置や効果的な施策展開を実現するため、障害保健福祉圏域ごとに検討を進めることとする。

- ・富山圏域…富山市、滑川市、舟橋村、上市町、立山町
- ・高岡圏域…高岡市、射水市、氷見市
- ・新川圏域…魚津市、黒部市、入善町、朝日町
- ・砺波圏域…砺波市、小矢部市、南砺市

(2) 施策の推進体制

- ・障害者施策は、福祉分野のみならず、保健・医療、生活環境、雇用・就業、教育など幅広い分野にわたることから、関係部局が緊密に連携し総合的に取り組む。

- ・国や市町村、障害者団体、NPO・企業等民間団体など多様な主体が関わり、適切な役割分担のもと、連携・協力を図る。
- ・障害福祉サービスの主体である市町村との連携・協力体制を強化し、協働して障害者福祉の向上に努める。

(3) 計画の進行管理

- ・計画の進捗状況等を「富山県障害者施策推進協議会」に適宜報告し、その意見を踏まえ計画の適切な進行管理を図る。
- ・障害者を取り巻く社会情勢等の変化があったときは、「富山県障害者施策推進協議会」等で意見を聴取するとともに、障害者団体や県民等のニーズを踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行う。